

信用保証料業務の変更について

平成28年4月27日

信用保証料業務の運用の明確化、中小企業・小規模事業者様の負担軽減を目的として平成28年5月6日（金）より信用保証料業務について取扱いを一部変更しますので、お知らせします。

1. 延滞保証料・期間確定保証料の廃止

これまで徴収しておりました「延滞保証料」※1・「期間確定保証料」※2について、徴収を廃止します。

※1 保証期限経過または確定期限経過後に完済（代位弁済を含む）となったものについて、その保証期限到来時（確定期限到来時）の債務残高に対し、その翌日から完済日（代位弁済日）までの日数に応じて生じる保証料。

※2 根保証手形割引（でんさい割引を含む）の期間確定時において、最終手形期日が貸付終期を超えた場合、貸付終期の翌日から最終手形期日までの日数に対して生じる保証料。

2. 保証料の分割納付について

保証申込時・条件変更申込時に「信用保証料」・「条件変更保証料」の分割納付を希望される場合には、保証申込時および条件変更申込時に「信用保証料分割支払承認依頼書」の添付が必要となります。

「信用保証料分割支払承認依頼書」の書式は、当協会ホームページよりダウンロードのうえご利用ください。また、同書式は、以下のとおり、ご利用いただく制度により3パターンに分かれておりますので、申込制度を確認のうえ提出をお願いします。

- ④. 信用保証申込および保証条件変更申込用（⑥と⑦以外の制度）
- ⑥. 貸付形式が「当座貸越」となる制度（当座貸越、事業者カードローン、ABL根保証、当貸マックス）に係る信用保証申込および保証条件変更申込用
- ⑦. 「千葉県制度」および「市町村制度」に係る信用保証申込および保証条件変更申込用

3. 確定日保証の信用保証料について

確定日保証※に係る保証料の計算を、「月割り計算」から「日割り計算」に変更します。

※確定日保証

予め終期を定めて行う保証のこと。当協会の確定日保証は以下の通りです。

根保証	根保証（手形貸付・手形等割引）、当座貸越（貸付専用型）、事業者カードローン、ABL根保証、当貸マックス
個別保証	手形等割引、ABL個別

a. 保証申込時

信用保証依頼書の「貸付予定日」欄に、**正確な融資予定日**を必ずご記入ください。融資予定日に基づき日割り計算にて信用保証料を計算します。

b. 貸付実行時

信用保証書上に「平成●●年●月●日に実行（契約締結）のこと。」との保証条件を表示しますので、**表示された融資予定日に融資を実行**してください。なお、表示された融資予定日に融資を実行できない場合には、「信用保証書」の訂正が必要となりますので、当協会審査担当者までご連絡ください。なお、変更後の融資予定日は、当初の保証書の有効期限 30 日（ABL根保証の場合 60 日）を超えることができませんので、ご注意ください。

4. 分割徴収割合の統一について

全国統一制度である**当座貸越（カードローン、ABL根保証、当貸マックスを含む。）**に適用される分割徴収割合表を、以下の表に変更します。

当座貸越用（カード、ABL根保証、当貸マックス含む。）

回数	回次									
	初	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2（1年超 2年以下）	50	50								
2（2年超 4年以下）	75	25								
3（4年超 6年以下）	60	30	10							
4（6年超 8年以下）	45	35	15	5						
5（8年超 10年以下）	35	30	20	10	5					
6（10年超 12年以下）	30	20	20	15	10	5				
7（12年超 14年以下）	25	20	20	15	10	5	5			
8（14年超 16年以下）	20	20	15	15	10	10	5	5		
9（16年超 18年以下）	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
10（18年超）	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

※
当座貸越を確定した場合には、2年以下の分割徴収は選択できません。